

令和5年3月15日（水）午後2時

大阪広域水道企業団
事業管理部技術管理課
電話：06-6944-6869（直通）
FAX：06-6944-6874

岬水道センター
電話：072-492-4140（直通）
FAX：072-492-5866

岬町の一部地域に供給される水道水におけるかび臭物質（ジェオスミン）
の水質基準値超過について（第1報）

大阪広域水道企業団岬水道事業の給水栓^{*}において、かび臭の原因物質であるジェオスミンの濃度が水道法に定められた水質基準値を超過したことを確認しました。

つきましては、その概要と当企業団の対応等について下記のとおりお知らせします。

※利用者に供給する水道水の水質を確認する検査地点

記

1 概要

検出日時	令和5年3月14日午前8時（採水日時）
検出場所	南海橋給水栓（岬町 ^{ふけ} 深日）
検出された水質基準項目	ジェオスミン（水質基準のうち生活支障関連項目（ ^{におい} ）に該当）
検出濃度	14ng/L（水質基準値 10ng/L）

2 影響範囲

^{あいがえり}逢 帰ダムを水源とする^{きょうし}孝子浄水場の給水区域のうち岬町孝子、深日の一部（陸出の一部）地区（約200戸）においては、ジェオスミンの水質基準値超過が継続する見込みです。また、孝子浄水場の給水区域である深日の一部（白雲台北、緑7、緑9）、多奈川、和歌山市大川地区においては、今後、ジェオスミンの水質基準値が超過するおそれがあります。

ジェオスミンは毒性はなく健康への影響がない項目であることから、給水を継続します。

3 飲用による健康への影響について

今回検出された項目は、^{におい}におい（かび臭）の観点から水質基準値が設定されてい

ます。

水質基準値を超過した水を飲用した場合でも、健康に影響が出ることはありません。

4 検出の原因

ジェオスミンは、水源である逢帰ダムの藻類等により産出されたものと考えられます。

5 当企業団の対応

ジェオスミンの監視強化を継続します（週2回測定）。

当企業団の水道用水供給事業の浄水への切替えに向け作業を進めます。

6 お問い合わせ先

【水質・検出の原因等に関すること】

事業管理部技術管理課 電話06-6944-6869（直通）

【給水に関すること（影響範囲等）】

岬水道センター 電話：072-492-4140（直通）

【参考】

湖沼、貯水池等では、水温が上昇してくると、植物プランクトンの藍藻（ランソウ）類や、放線菌等の微生物が盛んに繁殖し、2-MIB（2-メチルイソボルネオール）、ジェオスミンなどを産生します。これらは「かび」や「墨汁」のようなにおいがするため、水道水質基準において、この2物質が性状に関する項目として設定されています。

毒性はなく、基準値を超えても健康に問題はありませんが、一般の方がかび臭さを感じないという観点から基準値をいずれも10ng/L以下としています。

（出典：公益財団法人水道技術研究センターウェブページ）